

資料編





第5次入間市総合振興計画の評価・分析（中間評価）（抜粋）

1. はじめに

平成24年度から平成28年度までを計画期間とする第5次入間市総合振興計画・後期基本計画は、基本構想における大綱に基づいて設けられた6つの「章」と、計画期間における行財政運営の方向性としての「計画の実現に向けて」を加えた7つの章から成り立っています。

後期基本計画における各施策の進捗状況の評価と進行管理は、7つの章に合計180の施策体系別評価項目を設定して、毎年度、各項目の実績値をもとに定量的な視点を含めた各施策の達成度を把握して行っています。また、後期基本計画からは各施策の評価と合わせて、定期的に行っている「市民意識調査」を活用して「住みよさ」、「定住意向」、「行政サービスの満足度」に関する3つの設問への回答結果について施策全体にかかる総合的な評価項目として目標値を設定し、その達成度をもって定性的な視点から計画の総体評価を行うこととしています。

平成26年度をもって後期基本計画の計画期間である5年間のうち3年目が終了したことを受け、当該年度における施策体系別評価項目の達成度把握による施策評価と、平成26年度に実施した第11回市民意識調査の結果に基づく計画の総体評価等について分析を行い、計画の中間評価としました。

2. 施策体系別評価項目による評価

（1）施策体系別評価項目の達成率について

各章ごとに設定した評価項目数と評価結果及び達成率について、下記「後期基本計画進行管理 平成26年度施策体系別評価集計表」に示します。

■後期基本計画進行管理 平成26年度施策体系別評価集計表■

章別の名称（大綱名称）	評価結果				評価項目数 (合計)	達成率
	A	B	C	D		
第1章 豊かな心ふれあうまち	19	15	2	9	45	74.4%
第2章 幸せをわかちあうまち	17	5	0	7	29	77.6%
第3章 住みよく美しいまち	5	17	2	3	27	72.2%
第4章 活気に満ちたまち	2	4	2	4	12	58.3%
第5章 安全で安心して暮らせるまち	4	11	0	6	21	65.5%
第6章 緑につつまれたまち	10	5	4	11	30	61.7%
計画の実現に向けて	10	4	0	2	16	84.4%
計	67	61	10	42	180	71.3%

※集計表の達成率は、評価区分ごとに達成率を設定し、達成率計算式により算出しました。

評価区分	目標達成状況	達成率
A	目標値達成	100%
B	計画策定時（H22）の値より目標に近づいているもの	75%
C	計画策定時（H22）の値を維持しているもの	50%
D	計画策定時（H22）の値より数値が下がったもの	25%

◇達成率計算式

$$\text{達成率} = \frac{(\text{「A」の数} \times 100\%) + (\text{「B」の数} \times 75\%) + (\text{「C」の数} \times 50\%) + (\text{「D」の数} \times 25\%)}{\text{評価項目数}} \times 100$$

180項目の施策体系別評価のうち、目標値を達成した場合の評価である「A」評価は67項目、計画策定時（平成22年度）より目標に近づいている「B」評価は61項目でした。また、計画策定時の値を維持している「C」評価は10項目、計画策定時の値よりも数値が下がっている「D」評価は42項目でした。

これらの評価のうち「A」評価と「B」評価を合わせると128個となり、全体の7割の施策について進捗が見られる結果となっています。

（2）後期基本計画章別（大綱別）評価結果について

7つの章のうち「計画の実現に向けて」を除く各章の評価結果について、計画全体を通した達成率（71.3%）を上回った章は、高い順に「第2章 幸せをわかちあうまち（77.6%）」、「第1章 豊かな心ふれあうまち（74.4%）」、「第3章 住みよく美しいまち（72.2%）」となっています。

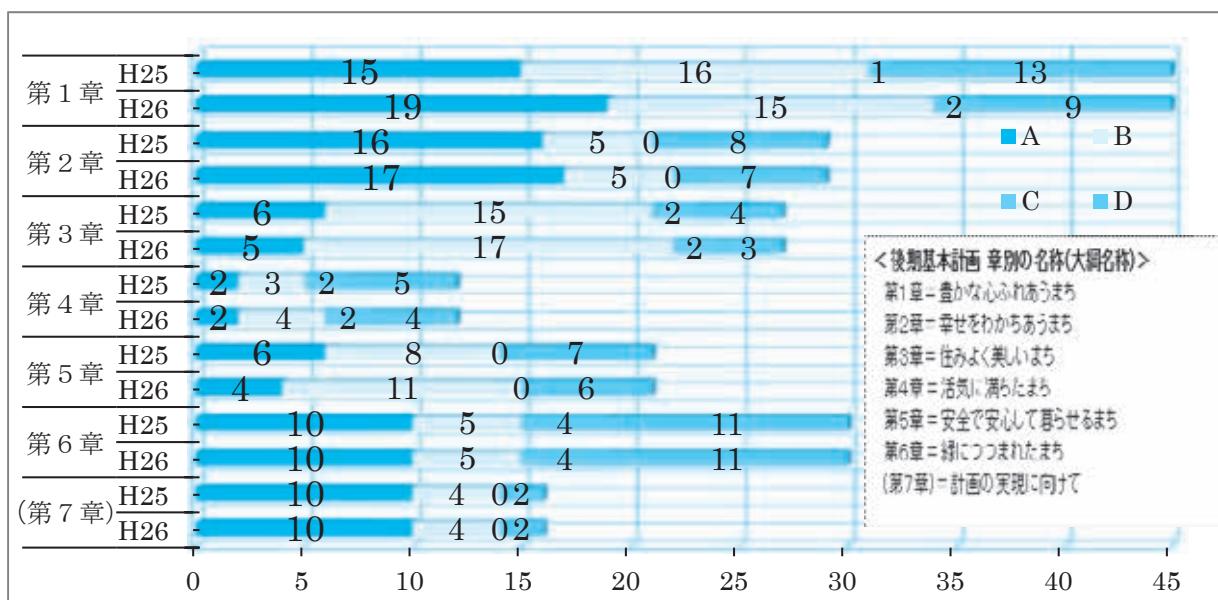
一方、全体の達成率を下回った章は、低い順に「第4章 活気に満ちたまち（58.3%）」、「第6章 緑につつまれたまち（61.7%）」、「第5章 安全で安心して暮らせるまち（65.5%）」となっており、これら3つの施策分野においては、概して計画期間3年目の時点では成果が表れにくい評価項目が多く、評価が低くなっているものと思われます。

評価が低い具体的な分野としては、「第4章」では各産業全般と労働、「第6章」では自然保護、緑化の推進、公園の整備、「第5章」では国民保護、消費者の権利の尊重と自立の支援などが挙げられます。これらの分野は長期にわたる取り組みが必要な施策が多く、短期間で評価を高めることは難しい面がありますが、設定した目標値の達成に向けて、今後も着実に施策を推進していく必要があります。

（3）後期基本計画章別（大綱別）評価結果及び達成率の年度比較について

後期基本計画の施策体系ごとに設定した評価項目の評価結果（A、B、C、Dの評価）の個数を章別（大綱別）に年度比較したものを次のグラフに示します。

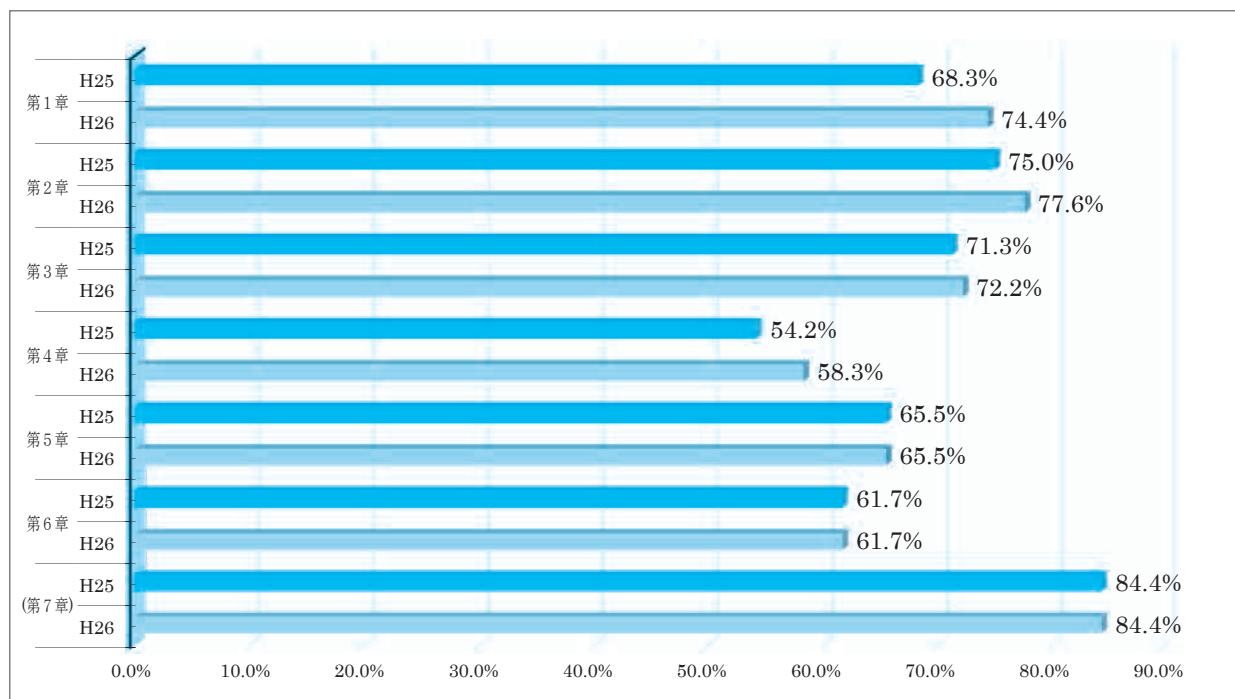
各章（大綱）評価別個数の年度比較



このグラフから、「A」(目標値達成)及び「B」(目標に近づいているもの)の評価の個数の合計が前年度より増えたのは、「第1章」から「第5章」で、「第6章」及び「第7章」は前年度と同数に留まっていることがわかります。

次に、評価項目別の結果から算出した達成率の年度比較について次のとおり示します。

達成度の年度比較



※上記グラフの達成率は、「1 施策体系別評価項目の達成率について」の中に示した評価区分ごとの率及び数式を用いて算出しています。

このグラフからみると、前年度と同様にすべての章で達成度が50%を超えており、施策全般について概ね順調に進捗しているものと捉えることができます。

達成率は章ごとにまちまちですが、「第1章」から「第4章」までは前年度を上回っており前進が見られます。一方で「第5章」以降は前年度と同率となっていることから、計画期間においてさらに達成率の向上をめざし、現状維持となっている要因について分析するとともに、対応を検討し、目標年度（平成28年度）に向けて達成率の向上を図り、目標達成が可能となるよう努めていくことが必要です。

3. 市民意識に基づく後期基本計画全体の評価結果について

(1) 各項目の達成度について

後期基本計画では計画全体の総合的な指標として、市民意識における「住みよさ」、「定住意向」、「行政サービスの満足度」という3つの項目で評価することとし、目標値を設定しています。

これらの評価は、3年ごとに実施している市民意識調査（サンプル数2,000）の結果に基づくことを基本とし、今回は平成26年度実施の第11回市民意識調査の結果から評価します。

なお、参考までに第10回市民意識調査（平成23年度実施）の結果も併せて示します。

①住みよさ

「住みよさ」については、目標値を80.0%に設定しています。今回調査では、前回の市民意識調査結果を若干下回る結果となりましたが、計画策定時の値からは目標値に近づいています。

■「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」を合わせた市民の割合■

計画策定時の値	76.7%	(平成20年度第9回市民意識調査結果)
目標値	80.0%	(計画終了時点：平成28年度末)
(参考) 平成23年度実績値	80.3%	(平成23年度第10回市民意識調査結果)
平成26年度実績値	79.1%	(平成26年度第11回市民意識調査結果)

②定住意向

「定住意向」については、目標値を80.0%に設定しています。今回調査では、前回調査を上回る結果となつており、計画策定時から一貫して数値は上昇し、目標値に近づいています。

■「ずっと住んでいたい」、「当分住んでいたい」を合わせた市民の割合■

計画策定時の値	73.7%	(平成20年度第9回市民意識調査結果)
目標値	80.0%	(計画終了時点：平成28年度末)
(参考) 平成23年度実績値	74.8%	(平成23年度第10回市民意識調査結果)
平成26年度実績値	76.6%	(平成26年度第11回市民意識調査結果)

③行政サービスの満足度（※調査項目のうち不満を感じていない割合）

「行政サービスの満足度」については、前回調査に続き目標値を上回る結果となっています。

■生活環境項目（41項目）における満足度の高い施策の割合■

計画策定時の値	70.0%	28項目	(平成20年度第9回市民意識調査結果)
目標値	80.0%	32項目	(計画終了時点：平成28年度末)
(参考) 平成23年度実績値	82.5%	33項目	(平成23年度第10回市民意識調査結果)
平成26年度実績値	85.4%	35項目	(平成26年度第11回市民意識調査結果)

(2) 評価結果

以上のとおり、平成26年度調査においては、「住みよさ」、「定住意向」のいずれの項目とも計画策定時点での数値を上回る結果となりました。

「住みよさ」については、平成23年度調査と比較して若干下回ってはいるものの、「定住意向」とともに高い数値にあることから、前期基本計画から引き続き、多くの市民に「住みよい」、「住んでよかった」、「住み続けたい」と感じていただける結果となっており、全体として、これまで進めてきた市政運営が高く評価されているものと思われます。

また、行政サービスの満足度についても、調査を追うごとに満足度が高まってきている状況となっており、

平成23年度調査に引き続き、今回の調査においても目標値を上回る結果となりました。

4. 市民意識調査結果から見た後期基本計画の施策分析

(1) 概要

「第5次入間市総合振興計画・後期基本計画」の計画期間内における中間評価として、総合振興計画と市民意識との相関関係について市民意識調査の結果から分析することとします。

市民意識調査には、大別して「住みよさ」「定住意向」「生活環境の満足度と重要度」「優先的に取り組むべき施策」など施策の全体方向性に係る調査項目と、「ボランティア活動」「防災」「情報化」「広報」「施設利用」「健康・スポーツ・芸術文化活動」「行財政改革」「人権問題」などの個別の分野に係る調査項目とがあります。ここでは、市民意識の全体像をとらえるために、施策の市政全体方向性に係る調査結果をもとに分析を行います。

(2) 分析方法

「住みよさ」、「定住意向」については、市民意識の傾向を捉えるため、調査項目が現在とほぼ同じになった第5回調査（平成7年）以降の結果から、長期的な経過を踏まえて市民意識の変化を分析することとし、次に市民ニーズが高い施策を把握するため、「優先的に取り組むべき施策」を抽出し分析することしました。

また、「生活環境の満足度と重要度」の調査結果に基づいて41項目の生活環境項目に対する評価（満足度）を後期基本計画の各施策に対する市民の評価と捉えました。

(3) 全体分析

はじめに市政全般に係る評価である「住みよさ」「定住意向」の調査結果について、国勢調査による人口の推移などと比較して分析しました。

①「住みよさ」の変化

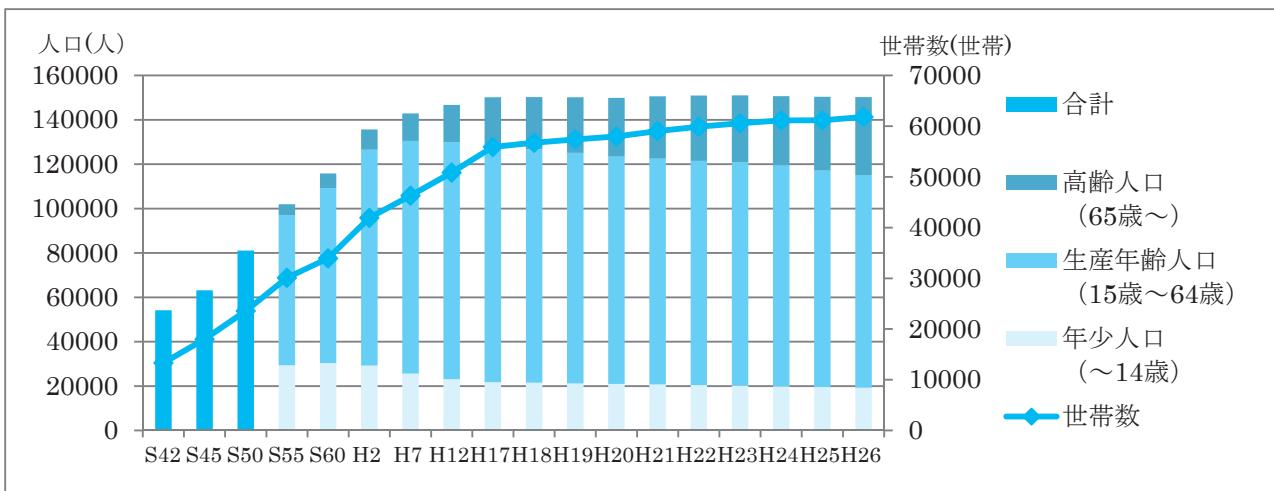
「住みよさ」の意識については、大きな変化はなく肯定的な回答が多くなっています。

住みよい理由としては、「住みなれているから」という理由が43%と最も多い回答です。この結果からは、昭和40～60年代にかけて入間市に移り住んできた多くの市民が、移住後20年から30年を経て、住みなれた入間市に愛着を感じていることが読みとれます。「住みなれているから」と回答した方のうち、「生まれてからずっと」と「20年以上」住んでいる方の割合が約70%と多いことからもそのことが裏付けられます。また、他には「買物など毎日の生活に便利だから」「自然環境がよいから」といった理由も多くなっており、市街地整備や自然保護事業の成果が「住みよさ」の満足度向上に影響を与えていたことが読み取れます。

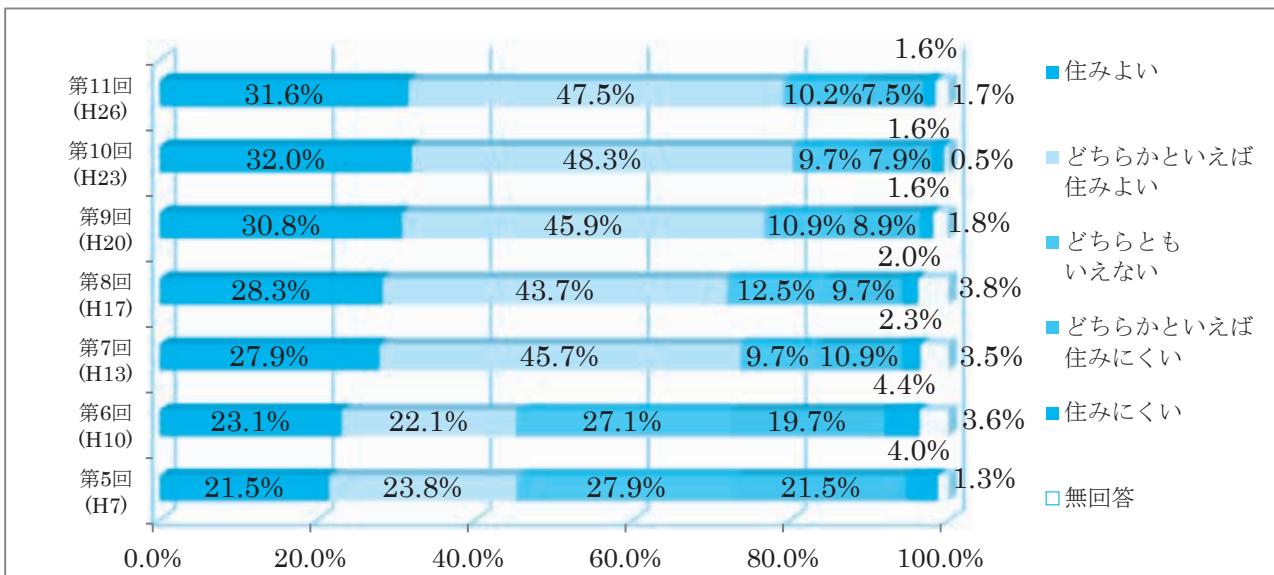
昭和年代後期から平成年代にかけては、大幅な人口増加に合わせて市街地の整備や公共施設の新規建設を盛んに進めた時期もあり、大規模小売店の出店なども多くなり、生活環境が大きく改善された時期にあたります。さらに、平成年代に入ってからは市民との協働による市政運営が定着した時期とも重なっており、そうしたさまざまな成果が「住みよさ」を実感できるまちづくりにつながったのではないかと考えます。

一方、住みにくい理由として挙げられているのは、「通勤・通学に不便だから」という理由が3割強、次いで、「買物など毎日の生活に不便だから」が2割弱と多く、回答者の内、特に金子地区に住んでいる方の7割が通勤・通学に不便と回答しています。他の地区では、不便と回答している割合が3割程度に留まっていることから、居住地域によって住環境の差があり、こうした事情が住みよさ・住みにくさの判断に影響を与えているものと考えられます。

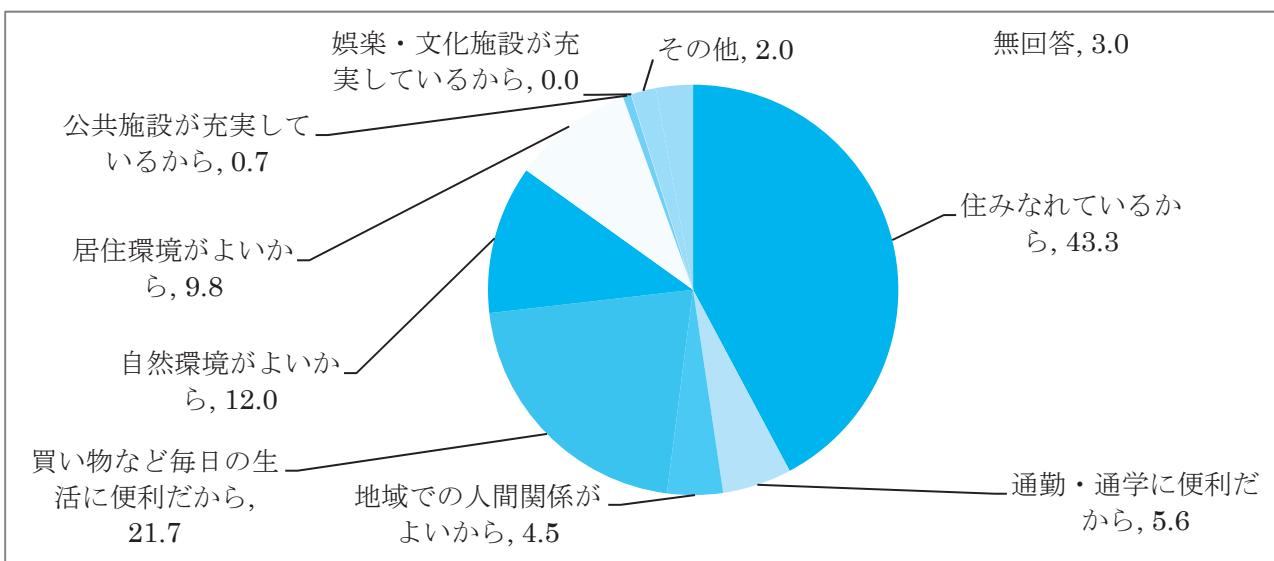
■入間市の人口世帯数の推移■



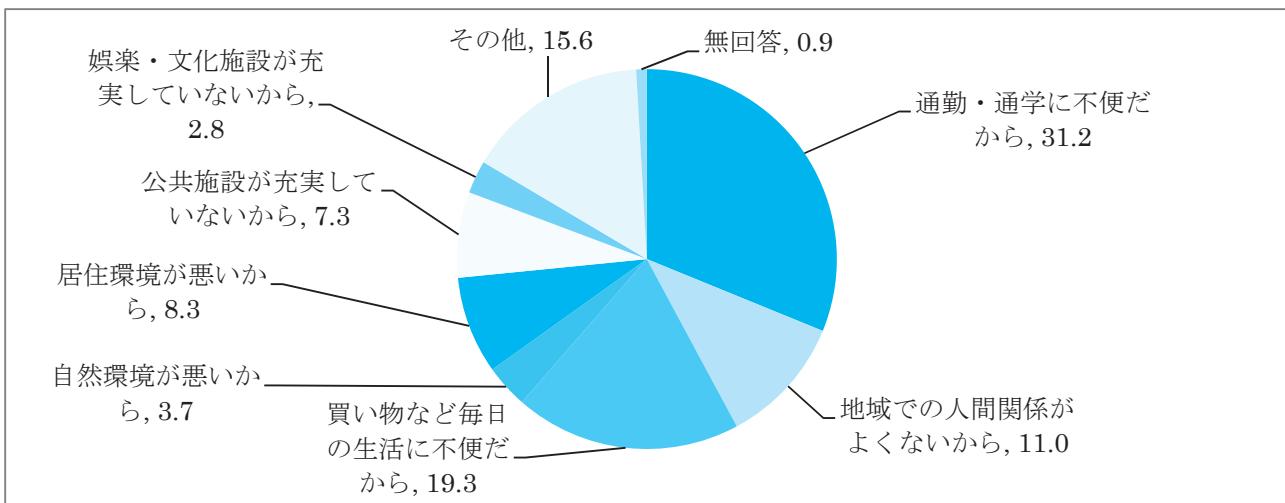
■住みよさの推移■



■住みよい理由■ 第11回調査(平成26年)



■住みにくい理由■ 第11回調査（平成26年）

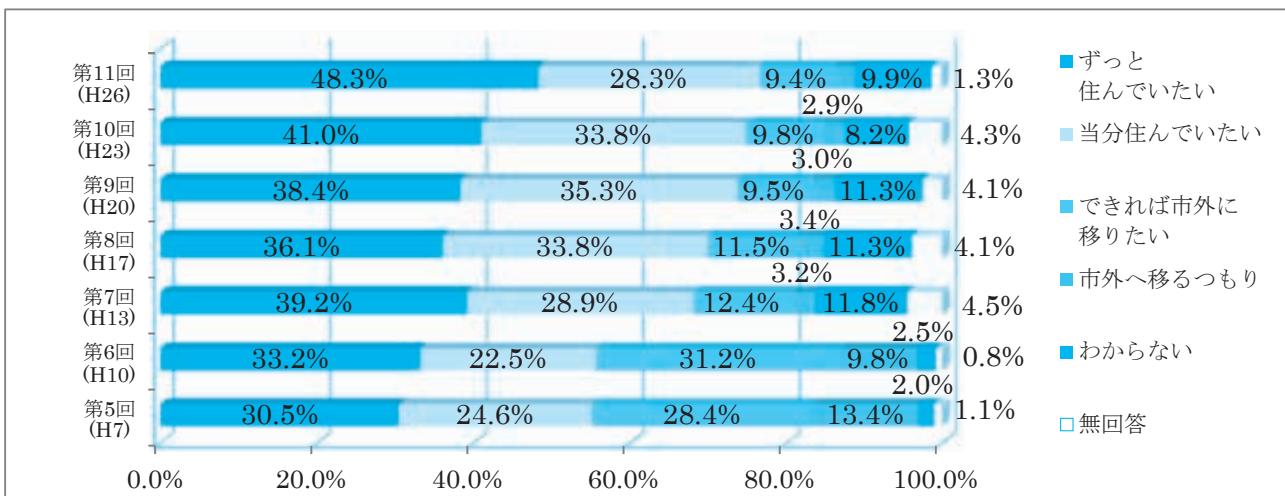


②「定住意向」の変化

「定住意向」についても「住みよさ」と同様、平成13年度実施の第7回市民意識調査以降は一貫して肯定的な回答が多くなっています。住み続けたい理由をみると、「住みなれているから」、「自分の土地だから」という回答が5割以上となっており、これも人口急増期に移住した層の定着時期と一致しているものと思われます。また、「買い物など毎日の生活に便利だから」、「自然・街並みが好きだから」という回答も合わせると2割程度であり、これまで入間市が進めてきたまちづくりが評価されているものといえます。

一方、市外に移りたい理由を見ると「通勤・通学に不便だから」という回答が約35%と多くなっています。生活環境の満足度で「鉄道利用の便と路線網」の評価が高いのに反して「バス利用の便と路線網」の評価が常に低い位置にあるという調査結果から見て、自宅から最寄り駅までの交通の便の悪さがその要因の一つになっているものと考えられます。

■定住意向の推移■



③「優先度」の高い施策

市民意識調査の結果から、優先的に取り組むべき施策として回答の多い上位10施策を抽出しました。これにより市民要望を把握し、それに対応した事業として、これまでどのようなものに取り組んできたかを説明するとともに、優先度の高い施策について今後どのように取り組んでいくべきかを示します。

■優先的に取り組むべき上位10施策■ 第11回調査（平成26年）

優先度順位	施策	優先度	重要度	満足度
1	医療機関・医療体制	41.1	1.51	0.10
2	地震や風水害などの防災対策や体制	40.6	1.39	0.10
3	高齢者福祉のための施設や体制	30.6	1.04	0.04
4	防犯灯などの防犯施設や体制	30.2	1.31	0.00
5	信号機・ガードレールなどの交通安全施設	30.0	1.31	0.11
6	休日・夜間診療体制	25.7	1.39	0.03
7	道路・道路網・橋の整備	25.1	1.39	0.18
8	消防・救急施設や体制	22.6	1.42	0.41
9	保育所など児童福祉のための施設や体制	19.5	1.02	0.04
10	バス利用の便と路線網	18.7	0.99	-0.18

この表から、優先度が最も高いのは「医療機関・医療体制」です。「休日・夜間診療体制」も含めて、医療分野の充実に対する要望は多い状況です。これに対して市としては、夜間診療所の運営体制を医師会の協力のもと確保するとともに、予防（健康診断・予防接種・母子保健など）の観点から医療の充実を図ってきました。また、平成21年からは狭山市と協同で夜間初期救急診療を実施して、夜間診療体制の充実を図っています。

次に、優先度が高いのは「地震や風水害などの防災対策や体制」であり、「防犯灯などの防犯施設や体制」も含めた「防災・防犯対策」も要望の多い施策です。特に、東日本大震災発生後の災害の発生や近年増加している振り込め詐欺などの影響により、優先度が高まりました。これについては、地域防災計画や国民保護計画、防犯のまちづくり推進条例といった、施策推進の根拠となる計画や条例を整備するとともに、自主防災組織の支援、防災訓練・国民保護訓練の実施、避難所となる小中学校の耐震化、防犯パトロールステーションの開設、安全・安心メールの活用などを通じて、市民の自主的な防災・防犯活動を支援する対策を講じています。なお、これらの施策については、第5章の「安全で安心してくらせるまち」に位置付け、「防災体制の充実」「自主防災組織の育成・充実」「防犯体制の充実」「国民保護体制の整備」などに分けて、対応を図っています。

3番目に優先度が高いのが、「高齢者福祉のための施設や体制」で、老人憩いの家の整備や老人福祉センターなどの施設整備と合わせて、在宅福祉サービス、介護保険サービスなどのソフト事業に取り組んでいます。また、地域包括支援センターを地域の拠点として、高齢者等見守りネットワーク、高齢者等在宅介護・医療ネットワークなど、地域包括ケアシステムを整備し、地域活動を支援しています。

4番目に優先度が高いのが、「信号機・ガードレールなどの交通安全対策」で「道路・道路網・橋の整備」も合わせ道路の施設整備についても優先度が高いという結果が出ています。道路の新設については短期間でできるものではなく、長期にわたる整備が必要となるため、総合振興計画に位置付けて継続的な整備を図っています。近年では平成25年に馬頭坂線が開通するとともに、黒須・河原町付近の国道16号の拡幅工事も進んでいることから、地域住民の利便性が向上しました。

上表にも併記した「優先度順位」や「重要度順位」が高い施策は、満足度が低い傾向にあることから、満足度を向上させるためには、施策の重点化や見直しなどを検討する必要があります。

なお、8番目の「消防・救急施設や体制」は、他の9施策とは異なり優先度・重要度が高い上に満足度も高い結果となっていることから、安全・安心につながるより質の高い行政サービスを求めていることがうかがわれます。



1 人口等の現状から見た本市の課題

■自然動態関係

○合計特殊出生率の改善が人口維持に大きな効果が期待できることから、就労支援、婚活支援、子育て支援などを通した合計特殊出生率の向上への対応が必要です。また、人口減少の動きを緩和させるために、高齢者の健康寿命を延伸させる取組も合わせて行なうことが効果的です。

- ・晚婚化、晚産化が進んでいることから、高年齢出産前の出産を促進していきます。子どもを産み育てやすい環境づくりを進め、出産を希望する人の期待に応えていく必要があります。
- ・2人目、3人目の子どもの出産を希望する人が、希望に沿って出産できるように支援していく必要があります。
- ・結婚や出産など女性が希望するライフスタイルの実現を支援していく必要があります。
- ・高齢化、特に急増する後期高齢者への対応として、介護予防や生活習慣病対策等の一層の充実を図り、健康寿命の延伸を図る必要があります。

■社会動態関係

○高校・大学の卒業後から30歳までの世代の転出超過が人口減少に大きく影響していることから、この世代の定住促進の取組が求められます。一方で、30～35歳程度の子を持つ世帯の転入傾向が見られることから、その増加に取り組み生産年齢人口の拡大を図る必要があります。

- ・地元企業等の雇用を拡大し、若い世代の転入や地元企業への就職促進を図る必要があります。
- ・近隣市と競合するのではなく周辺自治体と連携し、地域全体での魅力づくりやPRを行い、都心部からの移住促進を図る必要があります。
- ・首都圏のベッドタウン、生活都市として、良質な住宅（特に持ち家）を供給し、定住人口の拡大を図っていく必要があります。

■その他人口動態関係

○核家族化、特にひとり暮らし高齢者の増加により、家庭の担ってきた役割の社会化、行政化が懸念されます。また、長期的には平成42（2030）年以降に訪れるさらなる高齢化率の上昇への対応が必要です。

- ・ひとり暮らしを含む高齢者のみ世帯割合の急激な増加へ対応していく必要があります。
- ・一団の住宅地開発が行われた団地等は、急激に高齢化が進むおそれがあり、対策が求められます。また、特に人口減少が進む地区や小中学生の大幅な減少が見られる地区、急激な高齢化が予想される地区など、地区ごとのバランスに配慮し特性に応じた対策を検討する必要があります。
- ・高齢者が社会の担い手として活躍できる環境を整備していく必要があります。

■地域経済関係

○民間経済活動に停滞が見られることから、地域経済の活性化を図っていく必要があります。

- ・お茶を中心とした農業振興、新たな特産品の開発等の取組も雇用機会の拡大に必要となります。
- ・農商工連携によるバランスの良い産業振興を図り、活力ある地域社会を作っていく必要があります。
- ・厳しい市財政を踏まえ、行政改革の徹底とともに、行政サービスを支える地域経済活動の活性化（地方税収の強化）を図っていく必要があります。

2 人口の将来展望

(1) 目指すべき将来の方向

①現状と課題の整理

本市においては平成23年の151,004人をピークに、人口は減少傾向にあり、自然動態、社会動態ともに減少基調に推移し、今後継続的に人口が減少していくことが見込まれます。

人口の自然減については、合計特殊出生率が全国、県内と比較して低位にあり、死亡数が出生数を上回っていることが原因となっています。また、今後、出産適齢期の女性人口が減少していくことが推測されるところから、若い世代、とりわけ女性を増加させていくことが求められます。社会減については、現時点では大きな減少傾向は見られませんが、高校や大学卒業後、通学や通勤にとってさらに利便性の高い地域に転出する若年人口が、結婚や子育てを機に定住地を求めて転入する人口を上回っていることが原因となっています。

人口の自然増を達成し、将来人口の急激な減少を招かないためには、合計特殊出生率を高めることが有効であり、そのためには子どもを産み育てやすい環境をつくることが必須となります。そのために、若い世代、特に出産適齢期にある女性の希望を叶え、選択されるまちづくりを行っていく必要があります。また、一方で社会増を達成するためには、地元での雇用の促進や通勤通学の利便性の向上を図り、入学や就職を機に転出する人口の減少を図るとともに、定住人口の増加に向けて、住民移動の多くが近隣市間において行われていること、また、県内の移動を除くと東京都からの転入人口が最も多いことに着目して、今後は近隣市と連携して、地域全体の魅力アップに努め、全国から東京へ流入する人口を受け止め、定住地として選ばれるための施策を展開していくことが必要と思われます。

本市の将来人口において急激な減少を招かないためには、社会増減よりも自然増減の方が、影響度が高いものと分析されますが、自然増に向けて単に出生率の向上に着目するだけではなく、子どもを産み育てる年代層の転入促進を図る社会増の取組についてもバランスよく行い、より高い施策効果を上げることが求められます。さらに、将来の居住者のための施策だけでなく、既に居住している市民が日常生活の充実を実感できるような施策を展開し、住民満足度の向上を図ることも、将来にわたって定住人口を確保していくためには重要な視点といえます。

②基本方向

国においては、「まち・ひと・しごと創生法」を制定した上で、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。その中で人口減少の改善に向けた方向性として、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」という3つの基本的視点を設定しています。

人口減少を改善していくための視点は自然増と社会増の2つがありますが、いずれか一方だけではなく、各自治体においてそれぞれの実情に合わせてバランスよく施策を構成していくことが必要になるものと思われます。

本市の現状を分析すると、若年層の減少傾向は見られるものの、現時点では一定の人口規模を擁し、各年代に人口が分布していること、また、今後も東京への人口流入に応じた転入が見込まれることから、自然増に向けた施策と、社会増に向けた施策をバランスよく実施し、相乗的な効果を生み出していくことが必要となります。

そのため、本市として人口減少に対応し、将来にわたって安定的な市政運営を継続していくために目指すべき方向性として、以下の3つの視点を設定します。

○基本的視点1：若い世代に選択されるまちづくりの推進

東京圏は全国で唯一、今後も人口の流入が継続することが見込まれています。本市はこれまで首都近郊のベッドタウンとして発展してきた経過があり、東京圏にありながら良好な住環境を目指したまちづくりを維持発展させてきました。今後も継続して生活都市としての住環境の整備を図り、若い世代に定住地として選択されるまちづくりを進めます。

○基本的視点2：若い世代の希望を実現できるまちづくりの推進

将来にわたって安定した市政運営を継続し、充実した生活環境を提供していくためには、バランスのとれた人口構造にしていく必要があります。現在、少子化、高齢化が急速に進行し、生産年齢人口には減少傾向が見られます。こうした偏りを是正するためにも、若い世代が本市での生活に魅力を感じ、定住を選択するようなまちづくりを進めます。

○基本的視点3：地域の資源を活かしたまちづくりの推進

東京都に隣接し、首都圏中央連絡自動車道が概ね完成したこと、関東1都6県に対する交通アクセスにおいて非常に利便性が高い位置にあるという地理的要素は、本市を含む埼玉県南西部地域のより大きなメリットとなりました。首都近郊にあって日常生活における利便性は確保しながらも豊かな自然に恵まれ、災害にも強い地域であるなど、本市を含む地域には生活都市として選択される大きな可能性があります。地域で連携しつつ、エリアとしての強みを生かしたまちづくりを進めます。

(2) 人口の将来展望

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および本市における各種分析結果を踏まえ、本市が将来目指すべき人口（入間市人口ビジョン）を設定し、目標達成に向けた取組を進めていきます。

◇入間市人口ビジョン（人口の長期的展望）◇

現在の人口動態をもとに人口推計を行うと、自然動態、社会動態とともに減少傾向であることから、平成72年には、9万人を割り込むことが想定されます。合計特殊出生率および若い世代の純移動率の改善に取り組み、平成52（2040）年における総人口を概ね133,000人程度、平成72（2060）年において120,000人程度と設定します。また、平成72年以降も安定的な人口推移となるようにバランスのとれた年代構成となることを目指します。

①合計特殊出生率の上昇

国では、合計特殊出生率について、「平成42（2030）年に1.8、平成52（2040）年に2.07を達成し、平成52（2040）年以降は2.07の維持を図る」としていますが、平成26年時点で、国の合計特殊出生率が1.42である中、入間市は1.18で大きな差が生じていることから、平成42（2030）年において1.56を、平成52（2040）年において1.8を、平成72（2060）年において2.07を目指します。

②若年層（15～24歳）人口の転出抑制

若年層の転出を抑制するために、市内産業の振興と企業誘致を行うなど雇用環境の創出に努めるとともに、就学や就職を機会とした市外への転出を抑制するために、利便性の高い公共交通網の整備等を進め、若年層の転出を現在の半分程度の水準とすることを目指します。

③子育て世代の転出抑制と転入促進

子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができる社会環境を整備し、現在、転出超過になっている25歳から34歳までの転出入の状況を改善し、転入超過となることを目指します。

3

入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抜粋）

1 基本的な考え方

（1）趣旨

日本全体が人口減少局面を迎えており、地方に活力を取り戻すため、「まち・ひと・しごと創生法」（以下、「創生法」という。）および「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連2法が成立（平成26年11月21日）し、全国の自治体で地方創生に関する総合的な取組を進めています。

平成26年12月27日には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「国の長期ビジョン」という。）」と、この長期ビジョンを踏まえて平成27年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「国の総合戦略」という。）」が閣議決定されました。また、平成27年6月30日には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた基本目標およびその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定されました。

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、独自の戦略を自ら考え、自ら実行していくことが自治体に求められています。

これらの動向を踏まえつつ、本市においても「入間市人口ビジョン」と、このビジョンに基づく「入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「入間市総合戦略」という。）」を策定するものです。

2 基本方針

（1）戦略の位置づけ

①入間市総合戦略の概要

- ・入間市総合戦略は、人口が減少傾向に移行した本市において、今後も安定した行政運営を継続し、充実した市民生活を確保していくために、国の総合戦略の基本的な考え方及び政策5原則や県の総合戦略を踏まえ、本市における「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指して策定するものです。

②計画の位置づけ

- ・入間市総合計画（以下「総合計画」という。）は、本市の総合的な市政運営の方向性を示す計画ですが、入間市総合戦略は、総合計画における人口減少への対応施策として戦略的に配置した事業計画となります。
- ・入間市総合戦略に基づく施策・事業は、「総合計画」を通して実施することとします。具体的には、毎年度策定する実施計画に位置づけ、予算化、事業実施を図ります。
- ・所沢市、飯能市、狭山市、日高市などの近隣市と連携して取り組むことで、入間市総合戦略のより確実な実現をめざします。

③計画期間

- ・総合戦略は、入間市人口ビジョンが示す将来展望を踏まえ、平成27（2015）年度を初年度とし、平成31（2019）年度を目標年度とする5か年にわたる計画として策定します。

④基本目標の設定と推進体制、検証・評価方法

- ・国の総合戦略が示す政策4分野における基本目標を踏まえ、本市の実現すべき成果を重視した基本目

標を設定します。また、設定した基本目標の実現に向けて講すべき施策に関する基本的方向と具体的な施策を記載し、それぞれに実現すべき施策効果を客観的に検証するための重要業績評価指標（ＫＰＩ）を設定して進行管理に努めています。

- ・設定した基本目標等については、学識経験者等の参画による「外部評価委員会」を設置し、効果の検証、戦略の評価を行うこととします。また、評価結果を踏まえて隨時必要な見直しを行っていくなど、P D C Aサイクルに基づく進行管理を実施していきます。

3 本市の総合戦略のテーマ

元気な子どもが育つまち

本市の人口ビジョンにおける人口減少の要因分析によると、合計特殊出生率が全国や県の平均に比べて低い水準にあること、また、高校・大学の卒業後から30歳までの世代の転出超過が見られることが、人口減少に大きく影響を及ぼし、今後、年少人口、生産年齢人口の減少が加速していく恐れがあります。

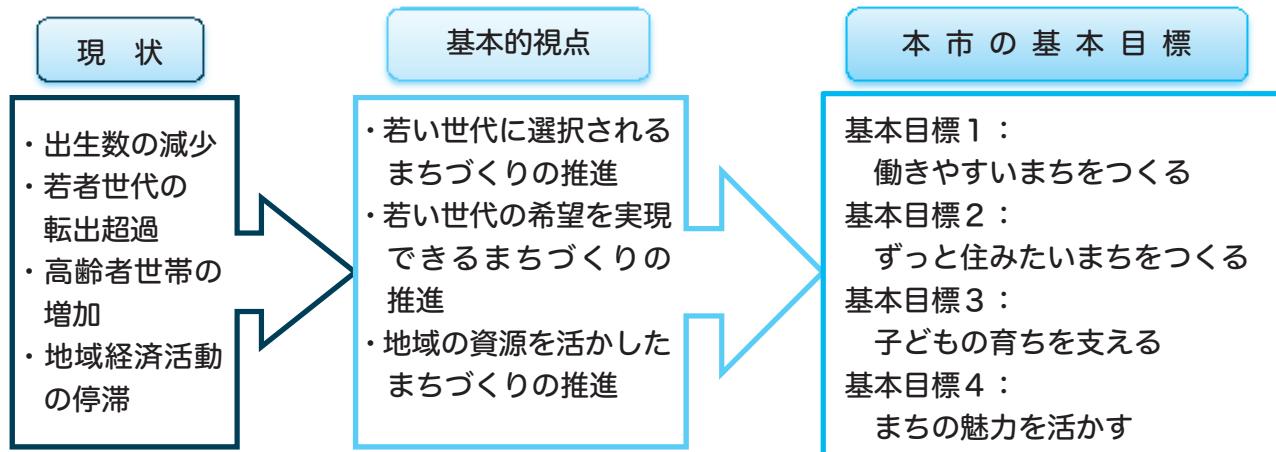
このような状況の中、まちの活力を保ちながら、市民が永く幸せに暮らしていくには、年齢層のバランスを適正に保ちながら、極力、人口の規模を維持していくことが必要であり、そのためには減少傾向にある若者や子育て世代に定住地として選択してもらうことが最重要課題になります。

まちづくりとは、現在の暮らしの充実を図るとともに、未来の暮らしを創っていくことです。若い世代に「住みたい、住んでみたい」まちとして選択されるためには、生活都市としての本市の特徴を活かしながら、何よりも未来の主役である子どもたちが元気に育つまちであることを多くの市民に実感してもらうことが求められます。そのため、本市の総合戦略のテーマとして「元気な子どもが育つまち」を掲げ、それを実現させるために4つの基本目標を設定して取り組むこととします。

子どもたちが元気でいきいきと暮らし、育っていくためには、子どもたちそれぞれの想いや考えがまちづくりに反映され、一人ひとりがまちの主役であることを実感できることが大切です。基本目標に伴うさまざまな施策・事業を進めることで、元気な子どもが育つための環境を整備するとともに、総合戦略のみならず、今後、総合計画における施策を進めるにあたっては、子どもの視点を取り入れることに努め、子どもたちが自ら考え、行動できる、元気な子どもが育つまちづくりを進めていきます。

4 本市の基本目標

入間市総合戦略では、入間市人口ビジョンの目指すべき将来の人口展望の実現に向け、4つの基本目標を設定し、各種施策に取り組みます。



5 基本目標の好循環の確立

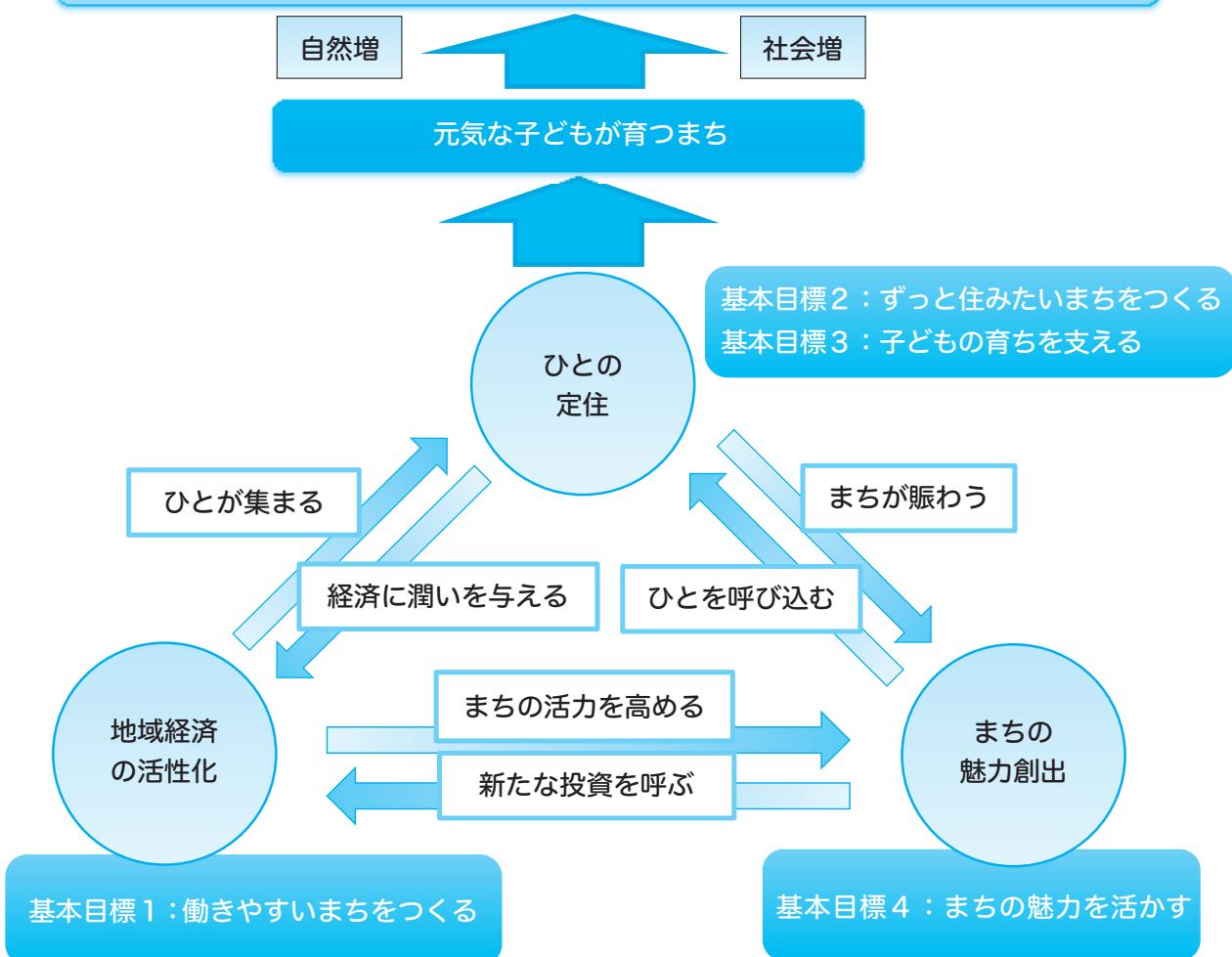
国の総合戦略では、「人口減少問題の克服」や「成長力の確保」に向け、負のスパイラルに歯止めをかけ、「しごと」が「ひと」を呼び「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することで、地方へ新たな人の流れを生み出し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことを目指しています。

そのためにも、若者の定住・移住や結婚から妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を行う「ひとの創生」と、雇用創出や地域産業の活性化などによる「しごとの創生」と、それぞれの地域の特性に即した地域課題の解決と活性化に取り組む「まちの創生」に、同時かつ一体的に取り組むことが必要とされています。

本市においても、4つの基本目標の施策を展開することで、「ひとの定住」、「まちの魅力創出」、「地域経済の活性化」を生み出し、互いに効果をおよぼす好循環を確立します。

この好循環をつくることにより「元気な子どもが育つまち」を創出し、人口の自然増と社会増を同時に生み出すことで、将来人口展望を実現します。

将来人口展望の実現：平成72（2060）年において120,000人を維持



1 基本理念

入間市行政改革大綱（以下「大綱」という。）の基本理念として「行政サービスの最適化」を掲げ、市民と行政との協働の推進と社会情勢の変化に応じた行政サービスの再編の方向性を明らかにしながら、政策力、情報力、分析力の強化を図り、市民の利便性の確保に配慮した、より効率的、効果的なサービス提供体制の整備に取り組みます。

このことを踏まえ、次の3点をテーマに大綱に基づいて行政改革の推進を図り、安定した行政運営と充実した行政サービスの提供をめざします。

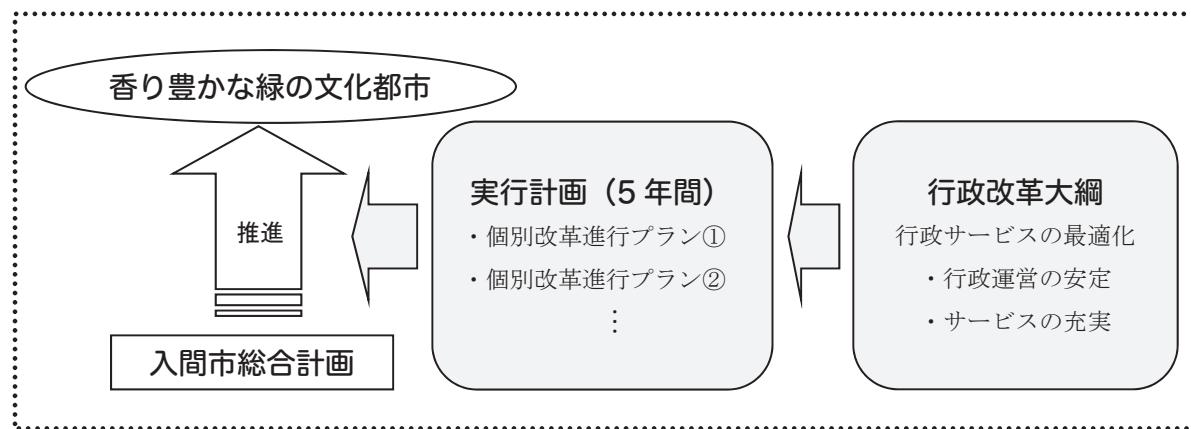
◆基本理念：行政サービスの最適化

- 社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた行政サービスへの見直し
- 多様な事業主体によるサービス提供体制の構築
- 簡素で効率的な組織体制の構築

2 構成と期間

- ・「総合計画」を行政運営にかかる縦軸の方針とし、「行政改革大綱」は各種施策の展開における横軸の理念として位置づけます。大綱では、行政改革の基本的な理念、視点、推進方向について定めます。
- ・大綱に基づく具体的な取り組みについては、各所管において「個別改革進行プラン」を作成して推進を図ります。各プランを体系的、総合的に推進していくために、5年間を単位とする事業計画（実行計画）を策定します。
- ・本大綱は、本市の行政運営における基本的な方向性として定め、期間を設定しません。但し、大綱は5年ごとの「実行計画」の見直しと併せて記載内容を検証し、その時点における課題を踏まえて修正を図ります。

●大綱の全体構成イメージ



3 基本的な視点

安定した行政運営を継続し、より効率的、効果的な行政サービスの提供を通じて、「行政サービスの最適化」

を図るために、次の5点を行政改革の推進に向けた基本的な視点として設定します。また、視点ごとに推進方向を掲げて、具体的な展開を図ります。

(1) サービスの最適化（社会情勢の変化に応じたサービスの編成）

- ①市民ニーズの把握と活用
- ②市政情報の共有化の推進
- ③情報通信技術（ＩＣＴ）の活用
- ④広域行政の推進

(2) 公共施設の最適化（公共施設の再配置と効率的な管理運営の実現）

- ①行政サービスに応じた施設機能の見直し
- ②施設の活用、長寿命化の推進
- ③管理運営の効率化

(3) 担い手の最適化（役割を明確にした効率的で効果的な公共サービスの実現）

- ①公共サービスの提供における市民（民間）と行政の役割分担
- ②多様な主体による協働の推進
- ③民間活力の有効活用

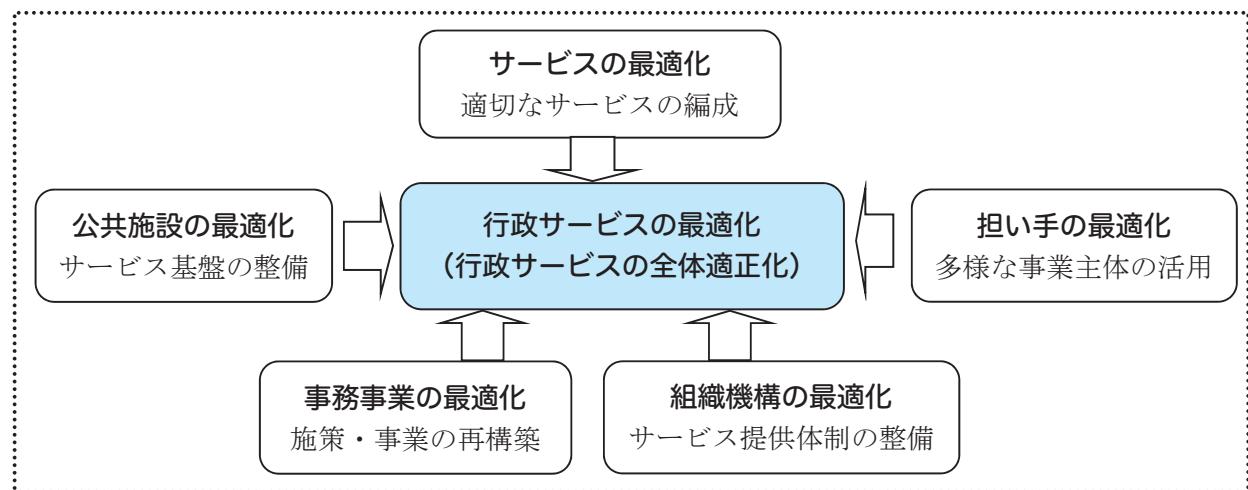
(4) 事務事業の最適化（選択と集中による財政の健全化）

- ①歳入の確保
- ②事務事業の評価と改善
- ③事務事業の選択と重点化
- ④歳出の効率化と事業費の削減

(5) 組織機構の最適化（人材の育成と効率的な組織の構築）

- ①職員意識の改革
- ②人材育成の推進
- ③組織機構の簡素化と効率化
- ④定員の適正管理の推進

■基本的な視点の配置■



1 基本方針

入間市の公共施設の今後の課題に対応していくために、基本理念のもとに3つの基本方針を掲げて、公共施設マネジメントを推進します。

（1）基本理念

市民にとって真に必要な施設サービスを持続的に提供していくための全体適正化

「市民にとって真に必要な施設サービスを持続的に提供していくための全体適正化」を基本理念に公共施設マネジメントによる「適財適所^{*}のまちづくり」を進め、適切な量を、適切に配置して、効率的な維持管理と利活用を図る「公共施設の最適化」に取り組みます。

（2）基本方針

基本理念の実現に向けては、下記体系図のとおり「公共施設のあり方を見直す」、「新たなハコモノは作らない」、「施設管理の効率化を図る」という3つの方針を定め、その具体的な展開に向けて13の実行方策を設定して取り組みます。

基本方針1 公共施設のあり方を見直す（施設機能と行政サービスの見直し）

- 方策1-1 施設機能の見直し
- 方策1-2 施設の利用形態の適正化
- 方策1-3 市民と行政の共通認識の醸成
- 方策1-4 民間と行政の役割分担の見直し

基本方針2 新たなハコモノは作らない（建物（ハコ）の活用、適正化・長寿命化の推進）

- 方策2-1 施設保有量の適正化
- 方策2-2 施設の適正配置の推進
- 方策2-3 施設利用の効率性向上
- 方策2-4 既存施設の有効活用

基本方針3 施設管理の効率化を図る（柔軟かつ効率的な管理・運営）

- 方策3-1 効率的な施設保全の実施
- 方策3-2 一元的なマネジメントの実施
- 方策3-3 施設の広域利用の推進
- 方策3-4 都市基盤施設の効率的な維持管理
- 方針3-5 民間活力の有効活用

*「適財適所」とは、市民共有の財産である公共施設について、適切な量を適切に配置するという公共施設マネジメントの考え方を端的に表す造語として使用している。

基本方針 1 公共施設のあり方を見直す（施設機能と行政サービスの見直し）

施設の建設当初と現在の行政需要は大きく変化しており、社会情勢や市民生活の変化に合わせて、求められる行政サービスの質や量も変化してきています。公共施設の適正化を推進するためには、求められる行政サービスを踏まえて、施設の持つ機能を見直していくことが必要です。

そこで、社会情勢の変化や市民生活の将来見通しを考慮した上で、適正な行政サービスが提供できるよう公共施設の機能を見直し、適正な施設量、施設配置への再編を図ります。

ただし、再編は厳しい財政状況を考慮して、将来負担を踏まえた全体量を圧縮する方向で進めることとします。

基本方針 2 新たなハコモノは作らない（建物（ハコ）の活用、適正化・長寿命化の推進）

今後の財政運営を考慮すると、新規の施設整備を行う余裕はなく、既存施設の有効活用が必須となります。公共施設の有効活用を推進するためには、慣例にとらわれない柔軟な発想で利用率の向上を図り、資産として活用していくことが重要です。また、有効活用を図るために施設の再整備に取り組む必要があり、再整備に係る費用の縮減や平準化のために、施設の保有量や配置の適正化、長寿命化にも取り組むこととします。

公共施設マネジメントでは、新たな施設整備は行わず、既存施設の有効活用と再整備を連動して捉え計画的に推進していきます。

基本方針 3 施設管理の効率化を図る（柔軟かつ効率的な管理・運営）

限られた財源の中で、より良い状態で公共施設を維持し活用していくためには、施設の状態を正確に把握し、施設全体を一元的な視点から管理・運営していくことが必要です。

また、柔軟な発想で管理・運営の効率化を図るために、近隣市との連携による施設の広域化、民間活力の有効活用なども検討することが必要です。

本市の公共施設マネジメントでは、市民ニーズの本質を見極め、必要不可欠な行政サービスとは何かを導きだした上で、施設の再整備を含め管理の全体効率化に取り組んでいきます。

1. 財政計画の意義と目的

（1）財政計画策定の意義

国における今後の課題として「成長と分配の好循環の実現」「結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現」「成長戦略の加速」「個人消費の喚起」などが挙げられているが、政府見解では総じて経済は着実に改善していると捉えられている。

本市の財政状況を見ると、日本全体の経済状況改善の影響はあまり見られず、歳入の根幹をなす市税収入が横ばい傾向にある一方、社会保障費の伸びに合わせて国・県支出金などは増加傾向にある。今後、市税収入の大幅な増加が見込めない中で、厳しい財政状況が続くものと推察されるものの、市政運営においては、市民ニーズに的確かつ迅速に対応するとともに、継続的かつ安定的に行政サービスを提供していくことが求められる。

本計画と並行して策定を進めてきた「総合計画」「行政改革計画」「公共施設等総合管理計画」では、行政サービスの適正化を市政運営の最重要課題として位置づけており、今後は「適正化」や「選択と集中」といった意識を持って政策・施策の推進に取り組む必要がある。

そのため、ここに行政運営の基盤となる中長期的な視点に立った財政計画を策定し、政策・施策の財源フレームを明示することで、将来的に持続可能なまちづくりに取り組むこととする。

（2）財政計画の方向性

財政計画は、総合計画に基づく政策・施策実施の財源的な裏づけとなるものであり、健全な財政運営を堅持するための指針として、以下の方針に基づき策定する。

- 中期的な歳入確保の見通しを示して歳入に見合った歳出計画を立てることで、財政運営の健全性を確保する。
- 「総合計画」に位置づけられる政策・施策に基づき実施する事業を財源的に裏付ける計画とし、別途策定する「実施計画」との整合を図る。
- 「総合計画」の実現に向けて、「行政改革計画」や「公共施設等総合管理計画」において想定される財政計画と相互に連携して推進を図る。
- 市民と行政が本市の財政状況について共通認識を持つための根拠資料とし、協働によるまちづくりの基盤として活用する。

2. 計画策定のフレーム

（1）計画期間

計画期間は、「第6次入間市総合計画・前期基本計画」と整合を図り、平成29年度～33年度までの5年間とする。

（2）会計単位

本計画は、実施計画の策定及び予算編成への活用を図ることを想定するため、会計単位は一般会計を採用する。

3. 財政計画の収支試算及び概要

(1) 財政推計

現段階で想定される歳入・歳出の推計値を集計して「財政推計」を行う。推計値については、直近の平成29年度版実施計画及び平成29年度一般会計当初予算をベースに試算する。後年度に想定される特殊要因として把握可能なものは、できる限り反映させることとし、毎年度のかい離額を残して推計値として明示する。

①歳入

(単位：百万円)

歳入項目		平成27年度 (当初予算)	平成28年度 (当初予算)	平成29年度 (当初予算)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
市税	市民税	9,574	9,643	9,636	9,647	9,654	9,654	9,654
	固定資産税	8,643	8,836	8,926	8,909	9,050	9,120	9,066
	その他普通税	1,092	1,068	1,084	1,101	1,118	1,135	1,152
	都市計画税	1,302	1,322	1,335	1,323	1,333	1,343	1,331
譲与税・交付金等		2,327	3,071	3,063	3,063	3,063	3,063	3,063
地方交付税		1,497	1,695	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492
国庫・県支出金	国庫支出金	5,560	5,495	5,658	5,957	6,236	6,329	6,475
	県支出金	2,401	2,544	2,386	2,479	2,544	2,587	2,649
使用料及び手数料／分担金及び負担金		1,291	1,248	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
繰入金		1,160	1,215	1,485	116	116	116	116
繰越金		600	600	600	600	600	600	600
市債	臨時財政対策債	1,750	1,600	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
	その他市債	1,016	1,199	1,437	1,925	1,901	1,574	1,270
その他（財産収入・諸収入・寄附金）		887	831	838	1,428	907	897	897
歳入合計		39,100	40,367	40,710	40,810	40,784	40,680	40,535

②歳出

歳出項目	平成27年度 (当初予算)	平成28年度 (当初予算)	平成29年度 (当初予算)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
人件費	8,509	8,274	8,419	8,363	8,405	8,405	8,388
物件費（予備費含む）	6,698	7,019	7,026	7,061	7,053	7,035	7,035
維持補修費	334	337	327	354	348	348	348
扶助費	9,894	9,886	10,098	10,259	10,400	10,556	10,714
補助費	5,736	5,863	5,640	6,522	5,637	5,687	5,737
公債費	2,761	2,997	3,142	3,290	3,391	3,680	3,936
普通建設事業費	1,651	2,113	2,088	2,614	2,731	2,405	2,075
積立金	88	82	186	270	270	270	270
投資及び出資金	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	106	26	24	24	25	26	27
繰出金	3,323	3,770	3,760	3,811	3,601	3,691	3,751
歳出合計	39,100	40,367	40,710	42,568	41,861	42,103	42,281

③歳入・歳出乖離額

歳入合計額	39,100	40,367	40,710	40,810	40,784	40,680	40,535
歳出合計額	39,100	40,367	40,710	42,568	41,861	42,103	42,281
歳入・歳出乖離額	0	0	0	△1,758	△1,077	△1,423	△1,746

(2) 財政計画

試算した財政推計における歳入と歳出のかい離を財源不足額として捉え、今後の行政改革効果や財政調整基金の繰入などの調整要素を見込んで、かい離を解消した計画として設定する。

①歳入

市税、譲与税・交付金等、地方交付税、国庫支出金、繰越金、市債は「財政推計」と同様の推計値としているが、県支出金、使用料及び手数料、分担金及び負担金、その他収入については、行政改革効果や把握している変動要素を見込むこととした。

繰入金については、財源調整のために財政調整基金からの繰入を見込むこととした。

(単位：百万円)

歳入項目		平成 27 年度 (当初予算)	平成 28 年度 (当初予算)	平成 29 年度 (当初予算)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
市税	市民税	9,574	9,643	9,636	9,647	9,654	9,654	9,654
	固定資産税	8,643	8,836	8,926	8,909	9,050	9,120	9,066
	その他普通税	1,092	1,068	1,084	1,101	1,118	1,135	1,152
	都市計画税	1,302	1,322	1,335	1,323	1,333	1,343	1,331
譲与税・交付金等		2,327	3,071	3,063	3,063	3,063	3,063	3,063
地方交付税		1,497	1,695	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492
国庫・県支出金	国庫支出金	5,560	5,495	5,658	5,957	6,236	6,329	6,475
	県支出金	2,401	2,544	2,386	2,479	2,544	2,587	2,959
使用料及び手数料／分担金及び負担金		1,291	1,248	1,220	1,343	1,343	1,349	1,349
繰入金		1,160	1,215	1,485	1,490	417	406	242
繰越金		600	600	600	600	600	600	600
市債	臨時財政対策債	1,750	1,600	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550
	その他市債	1,016	1,199	1,437	1,925	1,901	1,574	1,270
その他(財産収入・諸収入・寄附金)		887	831	838	1,428	907	916	986
歳入合計		39,100	40,367	40,710	42,307	41,208	41,118	41,189

②歳出

維持補修費、扶助費、公債費、普通建設事業費、積立金、貸付金、繰出金は「財政推計」と同様の推計値としているが、人件費、物件費、補助費等については、行政改革効果や把握している変動要素を見込むこととした。

歳出項目	平成 27 年度 (当初予算)	平成 28 年度 (当初予算)	平成 29 年度 (当初予算)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
人件費	8,509	8,274	8,419	8,263	8,305	8,305	8,288
物件費(予備費含む)	6,698	7,019	7,026	6,900	6,500	6,277	6,170
維持補修費	334	337	327	354	348	348	348
扶助費	9,894	9,886	10,098	10,259	10,400	10,556	10,714
補助費	5,736	5,863	5,640	6,522	5,637	5,560	5,610
公債費	2,761	2,997	3,142	3,290	3,391	3,680	3,936
普通建設事業費	1,651	2,113	2,088	2,614	2,731	2,405	2,075
積立金	88	82	186	270	270	270	270
投資及び出資金	0	0	0	0	0	0	0
貸付金	106	26	24	24	25	26	27
繰出金	3,323	3,770	3,760	3,811	3,601	3,691	3,751
歳出合計	39,100	40,367	40,710	42,307	41,208	41,118	41,189

③歳入・歳出乖離額

歳入合計額	39,100	40,367	40,710	42,307	41,208	41,118	41,189
歳出合計額	39,100	40,367	40,710	42,307	41,208	41,118	41,189
歳入・歳出乖離額	0	0	0	0	0	0	0

(3) 市債残高及び財政調整基金残高の見通し

①市債残高の見通しについて

「財政計画」においては、市債の年度末残高は、当該年度の市債の「借入額」が「元利償還金」を上回る場合に増加することとなる。

計画期間5年間における推計としては、平成27年度までに完了した小中学校耐震化の建設債の償還が最盛期を迎えるとともに、大規模な投資的事業として産業文化センターの大規模改修事業などを計画しているため、平成30・31年度については借入額が元利償還金を上回る。

また、次の5年間には、市役所及び市民会館・中央公民館の耐震化という大規模な投資的事業が控えており、市債残高はさらに増加傾向が継続するものと思われる。

②財政調整基金残高の見通しについて

財政調整基金については、平成28年度末残高として、約30億円を見込んでいるが、すでに平成29年度当初予算において14億円を繰出することになっている。その後も、財政計画上では、平成30年度に約13.8億円、31年度に約3.0億円、32年度に約2.9億円、33年度に1.3億円の繰出しを予定しており、毎年活用を図る必要があると想定している。その結果、計画期間中の財政調整基金からの一般会計への繰入は、総額約21億円となる。

一方、繰越金については、ここ数年10億円以上となっているが、推計値としては6億円しか見込んでおらず、それを上回る分については財政調整基金への積立分と捉えている。また、年度内の繰戻し額は、繰越金の余剰分も含めて平均5億～10億円程度となっている。

したがって、財政調整基金からの繰入れを行い、取り崩した分は後年度の積立てで、計画期間内には全額を繰戻し、目標積立額に到達させることとする。

(4) 今後の課題（変動要素等）

今後の財政運営を展望すると、歳入面では、人口減少に伴う市税収入の減少傾向、国庫支出金や県支出金など依存財源の増加傾向、地方交付税及び臨時財政対策債の減少傾向などが見られ、歳出面では扶助費・公債費など義務的経費や公共施設マネジメント推進に伴う投資的経費の増加傾向などが課題として挙げられる。

現段階で想定される歳入・歳出を集計した「財政推計」では、毎年度歳入・歳出のかい離額が発生し、その総額は約60.1億円となる。

このかい離を埋めるためには、行政改革や公共施設マネジメントによる歳入確保及び歳出削減に取り組むことが必要不可欠であり、「財政計画」では、今後想定される行政改革効果等を見込んで推計値を算出し、歳入・歳出のかい離は解消できると推計した。

ただし、この「財政計画」に影響を与えることが想定される社会情勢面の不安定要因として、消費税増税延期などの国内問題、アメリカ合衆国の新政権誕生やイギリスのEU離脱、また東アジア諸国の不安定要因など様々な海外情勢の変動要素もあり、今後の財政運営への影響は不明確な状況である。また、市政運営上の課題として、本市の財政状況については各種指標が示しているように、公債費負担比率などは安定しており、財政の健全性は保たれている一方、経常収支比率などは高い数値で安定しており、いっそう財政の硬直化が進んでいるという課題がある。今後の本市の財政運営上、借金は少ないが貯金も少ないという体質を変えていく必要があり、他市との比較なども行いながら財政構造などを研究していく必要がある。

【平成25年度】

- ・「総合計画策定方針」決定
- ・市議会「総合計画策定方針」説明（平成25年12月18日、全員協議会）

【平成26年度】

- ・「次期総合計画基本構想検討市民会議」設置、基本構想案の検討
(平成26年6月7日～12月15日、計12回開催)
- ・「次期総合計画・基本構想（原案）」確定（平成27年2月17日）
- ・市議会「次期総合計画・基本構想（原案）」説明（平成27年2月18日、全員協議会）
- ・「次期総合計画・基本構想（原案）」パブリックコメントの実施
(平成27年2月24日～3月25日)
- ・「次期総合計画・基本構想（原案）」市民説明会開催（平成27年3月6日、7日）

【平成27年度】

- ・「振興計画審議会」設置、「入間市総合計画（案）について」諮問、基本構想及び前期基本計画の検討（平成27年6月12日～平成28年1月29日、計4回開催）
- ・「いるま子ども会議（小学生）」及び「青少年の船（中学生）」参加者への意見聴取
(平成27年7月～8月)
- ・重要計画地区説明会開催（平成27年8月10日～29日、市内6地区）
- ・市議会「入間市総合計画（案）」の諮問について報告（平成27年8月31日、全員協議会）
- ・市議会「総合計画・前期基本計画（素案）」説明
(平成28年2月3日、8日、9日、全員協議会)
- ・「総合計画・前期基本計画（素案）」パブリックコメントの実施
(平成28年2月10日～3月10日)
- ・「総合計画・前期基本計画（素案）」市民説明会開催（平成28年2月11日、19日）
- ・「総合計画」概要の告知（平成28年3月1日、広報いるま）



振興計画審議会の様子

【平成28年度】

- ・「振興計画審議会」前期基本計画の検討（平成28年4月26日～7月29日、計4回開催）
- ・市議会「総合計画・前期基本計画（原案）」概要報告（平成28年6月3日、全員協議会）
- ・「総合計画・前期基本計画（原案）」パブリックコメントの実施
(平成28年6月6日～7月6日)
- ・「総合計画・前期基本計画（原案）」市民説明会開催（平成28年6月18日、23日）
- ・「振興計画審議会」から「入間市総合計画（案）について」答申（平成28年8月5日）
- ・市議会「入間市総合計画（案）」の答申について報告（平成28年8月31日、全員協議会）
- ・市議会「第6次入間市総合計画・基本構想」議案上程、「前期基本計画」提出
(平成28年8月31日、本会議)
- ・市議会「第6次入間市総合計画・基本構想」議案可決（平成28年9月5日、本会議）
- ・「第6次入間市総合計画・前期基本計画」印刷製本（平成28年10月～平成29年2月）
- ・「第6次入間市総合計画・前期基本計画」発行（平成29年3月）

8

入間市総合計画策定方針（抜粋）

○ はじめに

この「入間市総合計画策定方針」は、今後、次期総合計画を策定するにあたって、入間市としての基本的な考え方や策定の根拠とすべき方針をまとめたものです。以下にその具体的な事項を7項目に分けて示します。

1 計画策定の目的と位置付け

本市は、昭和41年に市制を施行し、昭和43年12月に第1次総合振興計画を策定しました。それ以来、これまでに第5次総合振興計画まで策定して、将来都市像「香り豊かな緑の文化都市」の実現に向けた施策を推進してきました。

総合計画は市政の最大にして重要な指針といえるものであり、本市では、市政を計画的に運営するためのよりどころとなるべきものと位置付けてきました。平成23年5月に、基本構想の策定義務が地方自治法から削除され、総合計画の策定義務はなくなりましたが、これまでの経緯を踏まえれば、市政の長期的な運営方向を規定するための総合計画の策定は必要不可欠であると考えます。このことから、本市としては今後とも、各分野の行政計画の上位に位置付けるとともに、まちづくり全体または各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的として総合計画を策定するものです。

2 計画策定の背景と課題

次期総合計画策定に向けて、考慮すべき「社会的背景」と現在抱えている「市政の課題」について、6項目にまとめて記述します。

*この項目については「序論」に掲載済（P10～12）のため省略します。

3 計画策定の基本的視点

次期総合計画策定にあたり、重視すべき基本的視点を計画策定の背景と課題に対応する形で、以下にまとめて提示します。この基本的視点は、次期総合計画の各分野の施策を横断する重点的なテーマとなります。

(1) 人口減少・少子高齢社会への対応に関する視点

- 全世代で支え合う社会の構築
- 人口規模・年齢構成に見合った行政運営の構築
- 子育て世代や高齢者が暮らしやすいまちづくりの推進
- シティセールスの推進

(2) 安全・安心意識と環境意識の高まりへの対応に関する視点

- 地域の防災力・防犯力の向上と市民生活の安全保障
- 災害に強いまちづくりの推進
- 環境にやさしいまちづくりの推進

(3) 市の厳しい財政状況への対応に関する視点

- 効果的、効率的、計画的な行財政運営の推進
- 市民と行政の役割分担の見直し

(4) 都市（まち）の持続性への対応に関する視点

- 人口構造の変化に対応したまちづくりの推進
- 公共施設マネジメントの推進

(5) 国際化・高度情報化の進展への対応に関する視点

- グローバル社会への対応と国際感覚の醸成
- 外国人が住みやすいまちづくりの推進
- I C T を活用したまちづくりの推進

(6) 地方分権の進展と新たな自治のあり方への対応に関する視点

- 地域コミュニティの再構築
- 市民参画・市民との協働のさらなる推進
- 自立した自治体の構築

4 計画策定の基本的考え方

*この項目については「序論」に掲載済（P10～13）のため一部省略します。

(1) 計画のあるべき姿（省略）

(2) 策定手法（省略）

(3) 計画の基本課題

①「将来都市像」及び「まちづくりの基本理念」の見直しの検討

現在の将来都市像である「香り豊かな緑の文化都市」及びまちづくりの基本理念である「人・まち・自然が元気」について、見直しを行うべきかどうか検討する必要があります。見直しをする際の検討方向としては、今までどおりイメージ的なものとするのか、より具体性のあるものとするのか、といった選択肢が考えられます。

②施策の大綱（章）の見直しの検討

現在の6つの大綱（章）と、それを下支えする「計画の実現に向けて」という7つの部門構成でよいの

かを検討する必要があります。また、各大綱（章）の名称はこれまでと同じくイメージ的なものとするのか、具体的な分野がわかるような名称とするのか、といった選択肢が考えられます。

③重点課題及び施策目標の設定の検討

計画期間内に取り組む重点課題を設定し、基本構想に具体的な施策内容を記述する必要があるかどうかを検討する必要があります。重点課題は、分野ごとに分かれた施策を貫く横串となるもので、部局横断的な課題です。また、この重点課題を明確にした上で目標を設定することで、事業の優先順位や期間内の市政の重点が、市民や職員にもわかりやすくなります。

④総合評価の考え方

計画に対する総合評価の手法の確立については、行政内部の課題とし、実際の総合計画策定に合わせて評価方法を研究していくこととします。

具体的には、第5次入間市総合振興計画・後期基本計画で確立した市民意識調査と各施策の個別評価を組み合わせた形態でよいのか、または、他の評価の指標（要素）として何が必要かなどについて検討します。さらに、P D C A サイクルにより、次の施策につながるような評価方法とすることが必要です。

⑤行政・市民・民間事業者の市政における役割分担の見直しの検討

厳しい財政状況のもとで、効率的・効果的な行政運営を継続していくために、今後は行政・市民・民間事業者の市政における役割分担を、市民の意向を確認しながら見直していく必要があります。具体的には、行政が担うべき最小限の施策・事業について検討する必要があります。また、現在行政が行っている全事業について、市民と協働で行うべき事業、指定管理のように民間委託できる事業、行政の手を放して民間に任せるべき事業、といった事業整理を行う必要があります。

5 計画の構成と期間

次期総合計画の構成は、現計画と同様に「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造とします。

基本構想は、10年間（平成29年度～38年度）を計画期間とし、「市勢の概要」「将来都市像」「まちづくりの基本理念」「計画の基本指標（将来人口・財政計画・土地利用構想など）」「施策大綱」を記述したものとします。ただし、次期計画では、それに加えて「計画策定の背景と課題（社会的背景と市政の課題）」「計画策定の基本的視点（重点的なテーマ）」「計画策定の基本的考え方（計画のあるべき姿、策定手法）」「重点課題及び施策の目標」「総合評価の考え方」「行政・市民・民間事業者の役割分担」を加えたものとします。

基本計画は、基本構想の期間を前期と後期のそれぞれ5年間に分け、各分野における重点とその優先順位などを明確にします。また、第5次総合振興計画・後期基本計画において、施策ごとに試みた「目標」「現状と課題」「計画期間内の取組内容」「評価項目」の明確化については、行政内部においては、この計画が日常的な業務の根拠として活用してもらえるよう、市民に対しては、市政の現状を説明する時によりわかりやすくなるよう、内容を改善していくこととします。

実施計画は、基本計画に位置づけられた事業の実施に向けて、財政的な裏付けをもとに計画化するものとして、これまでどおり3年間計画のローリング方式とします。

6 策定体制

次期総合計画の策定にあたっての市民及び行政内部の検討組織、手法は、次のとおりとします。

（1）市民検討組織及び手法

①基本構想検討市民会議

本策定方針に沿って、市民に「基本構想案」を検討していただきます。

【会議の委員】

- ・委員は市民から20名程度公募することとします。

【会議の方法】

- ・会議は毎月2回、半年程度かけて基本構想について検討していただきます。
- ・会議は行政内部の総合計画検討会議（課長クラス）と一体となって行い、協働で素案を作成します。

【検討後の素案の流れ】

- ・この市民会議で検討・作成した基本構想素案は、行政内部の総合計画策定委員会（次長クラス）に提出され、そこで内容の確認・検討が行われます。その結果、素案内容の再検討が必要な場合には、総合計画検討会議（課長クラス）と市民会議であらためて検討します。再検討後の素案は総合計画策定委員会が再度確認します。その後、行政内部において決裁を受け、原案とします。

②市民説明会

- ・基本構想及び基本計画の原案が行政内部で決裁された後、それぞれの原案に対して広く市民の意見を聞くため、市民説明会を実施します。
- ・市内各地区で実施するとともに各種団体向けにも実施し、地域性や各分野の意見を聴くこととします。
- ・市民説明会で出された意見は基本構想及び基本計画の成案の取りまとめに生かします。

③パブリックコメント

- ・基本構想及び基本計画の原案が行政内部で決裁された後、それぞれの原案をパブリックコメントにかけて、広く市民の意見を反映させます。
- ・パブリックコメントは、市民説明会と同時期に行います。

④入間市振興計画審議会

基本構想検討市民会議や市民説明会、パブリックコメントを経て作成された基本構想及び基本計画の成案について諮問し、答申を受けます。

【会議の委員】

- ・各機関等の代表者を指名する委員に、基本構想検討市民会議の委員2名程度を加えた構成（総委員15名以内）とします。

【会議後の流れ】

- ・答申を受けた基本構想・基本計画は最終的な成案となり、これを庁議（市役所の最高意思決定機関）に諮り決定したうえで、市議会に提案することになります。

（2）行政内部組織のイメージ

- ①総合計画検討部会（主査～主幹クラス）…基本計画の分野ごとの素案を作成します。
- ②総合計画検討会議（課長クラス）…基本構想検討市民会議と協働で基本構想の素案を作成します。また、総合計画検討部会が作成した基本計画の素案を基に原案を検討・作成します。
- ③総合計画策定委員会（次長クラス）[政策PT進行管理者会議を想定]…基本構想の素案の内容を確認・検討し、必要に応じて基本構想検討市民会議へ内容の再確認を行います。また、基本計画の原案を承認します。
- ④庁議（最高意思決定機関）…議会に提案する基本構想及び基本計画の最終成案を決定します。

9

入間市次期総合計画基本構想検討市民会議

(設置)

第1条 入間市次期総合計画を策定するに当たり、市民との協働による計画づくりを行うため、次期総合計画基本構想検討市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(入間市次期総合計画)

第2条 入間市次期総合計画とは、平成29年度から平成38年度までを計画期間とし、本市のまちづくりの基本的な方向性を明らかにするため、第5次入間市総合振興計画の次に策定する計画のことをいう。

(所掌事務)

第3条 市民会議は、入間市次期総合計画の基本構想の素案について、入間市次期総合計画策定委員会及び次期総合計画検討会議規程（平成26年訓令第1号）の規定による次期総合計画検討会議（以下「検討会議」という。）の委員とともに検討を行い、意見を述べるものとする。

(組織)

第4条 市民会議は、委員20人程度をもって組織する。

2 委員は、本市に在住し、在勤し、又は在学する者のうちから公募するものとし、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日から入間市次期総合計画の基本構想の原案が確定した日までとする。

(会議)

第6条 市民会議は、市長が招集する。

2 市民会議の会議は、検討会議の委員も併せて出席することとし、市民会議の委員の半数以上及び検討会議の委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 市民会議に、必要に応じて分科会を置くことができることとし、分科会の会議は、検討会議の委員も併せて出席する。

(関係者の出席)

第7条 市民会議は、必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第8条 委員への報償は、無償とする。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

2 この告示は、入間市次期総合計画の基本構想の原案が確定した日に、その効力を失う。

入間市次期総合計画基本構想検討市民会議委員名簿

(任期: 平成26年6月7日~平成27年2月9日)

No.	氏名(五十音順)				No.	氏名(五十音順)			
1	荒岡	おか	まゆみ		12	杉崎	さき	一雄	かずお
2	新野	の	貴之		13	寺岡	おか	豊博	とよひろ
3	磯田	だ	英穂		14	原田	だ	隆司	たかし
4	梅田	だ	正博		15	本間	ま	正浩	まさひろ
5	大杉	すぎ	直行		16	巻田	た	一成	かずなり
6	川名	な	千鶴子		17	宮越	こし	喜彦	よしひこ
7	木内	うち	かつ	司	18	宮崎	さき	房枝	ふさえ
8	熊懐	だき	やす	彦	19	武藤	とう	匡志	ただし
9	幸森	もり	やす	夫	20	むろ室	やま	茂子	しげこ
10	斎藤	とう	次雄		21	渡部	なべ	直也	なおや
11	塙田	た	修二						

入間市次期総合計画基本構想検討市民会議 検討経過

第1回 平成26年6月7日（土）午前10時～正午

【議題】

（1）説明・研修（ガイダンス）

- 総合（振興）計画とは 「入間市総合計画策定方針」の概要
 - 次期総合計画の策定スケジュール 市民会議の位置付けと役割 市民会議の進め方
 - 総合計画の先進事例紹介
- （2）検討・確認事項
- 次期総合計画の正式名称について

第2回 平成26年6月28日（土）午前10時～正午

【議題】

（1）説明・研修（ガイダンス）

- 市の概要、第5次総合振興計画の前期基本計画及び後期基本計画の評価、
- 人口推計・財政推計、土地利用構想の現状

第3回 平成26年7月16日（水）午後7時～午後9時15分

【議題】

（1）説明・意見交換

- 基本構想の構成内容の事務局案説明及びそれに対する意見交換

（2）討論（分科会）

- 3つの分科会で、次の共通のテーマについて検討

- ① 市の将来都市像「香り豊かな緑の文化都市」について
- ② まちづくりの基本理念「元気な入間 人・まち・自然」について

（3）発表

- 各分科会の検討内容をそれぞれ発表

第4回 平成26年7月31日（木）午後7時～午後9時10分

【議題】

（1）討論（分科会）

- 3つの分科会で、次の共通のテーマについて検討

- ① 施策の大綱（章）について

（2）発表

- 各分科会の検討内容をそれぞれ発表

第5回 平成26年8月18日（月）午後7時～午後9時

【議題】

（1）説明・意見交換

- 総合計画策定方針に示された背景と課題及び次期総合計画期間に重点的に取り組むべき施策等についての説明、意見交換

（2）討論（分科会）

- 3つの分科会別に重点課題について討論

- ・分科会1 人口減少・少子高齢化社会への対応、国際化・高度情報化の進展への対応
- ・分科会2 安全・安心意識と環境意識の高まりへの対応、都市（まち）の持続性への対応
- ・分科会3 市の厳しい財政状況への対応、地方分権の進展と新たな自治のあり方への対応

第6回 平成26年9月8日（月）午後7時～午後9時

【議題】

（1）討論（分科会）

3つの分科会別に重点課題について討論（前回からの継続）

- ・分科会1 人口減少・少子高齢化社会への対応、国際化・高度情報化の進展への対応
- ・分科会2 安全・安心意識と環境意識の高まりへの対応、都市（まち）の持続性への対応
- ・分科会3 市の厳しい財政状況への対応、地方分権の進展と新たな自治のあり方への対応

第7回 平成26年9月25日（木）午後7時～午後9時10分

【議題】

（1）各分科会の討論内容の報告・意見交換

3つの分科会別に重点課題について討論した内容を報告、その後意見交換

（2）説明・報告

人口推計、財政推計及び土地利用構想についての事務局からの中間報告

第8回 平成26年10月14日（火）午後7時～午後9時

【議題】

（1）説明・検討

継続検討事項（正式名称、将来都市像、まちづくりの基本理念、施策の大綱）についての事務局案の説明及び再検討

第9回 平成26年10月30日（木）午後7時～午後9時

【議題】

（1）説明・検討

- ① 継続検討事項（まちづくりの基本理念、施策の大綱等）についての事務局案説明及び再検討
- ② 行政・市民・民間事業者の市政における役割分担についての検討

第10回 平成26年11月13日（木）午後7時～午後9時

【議題】

（1）説明・検討

これまでの検討結果を取りまとめた基本構想事務局案の説明及び検討

第11回 平成26年12月4日（木）午後7時～午後9時10分

【議題】

（1）説明・検討

- ① 基本構想素案の説明及び検討
- ② 次期総合計画策定委員会からの意見等への対応検討

第12回 平成26年12月15日（月）午後7時～午後9時

【議題】

(1) 説明・検討

- ① 基本構想素案の最終確認
- ② 次期総合計画の策定スケジュールについて

【その他】 入間市振興計画審議会委員の選出について



次期総合計画基本構想検討市民会議の様子



10 市民説明会・パブリックコメント等の実績

1 「総合計画・基本構想（原案）」パブリックコメント及び市民説明会

(1) 実施期間

平成 27 年 2 月 24 日 (火)～3 月 25 日 (水) 計 30 日間

(2) 実施結果

提出された意見書 計 9 通

提案された意見 計 22 件

(3) 市民説明会

3 月 6 日 (金) 28 名参加 (質疑応答 3 件)

3 月 7 日 (土) 16 名参加 (質疑応答 5 件)



重要計画地区説明会の様子

2 「これからの入間市を考える」市民説明会

※「総合計画」「行政改革大綱」「公共施設等総合管理計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一括して説明

(1) 実施日・会場・参加者数・質疑等

平成 27 年 8 月 10 日(月)	東金子公民館	31 人	5 件
8 月 11 日(火)	金子公民館	22 人	3 件
8 月 12 日(水)	博物館(宮寺・二本木)	15 人	5 件
8 月 18 日(火)	藤沢公民館	15 人	5 件
8 月 19 日(水)	西武公民館	20 人	1 件
8 月 29 日(土)	市民活動センター(豊岡)	45 人	5 件

3 「総合計画・前期基本計画(素案)」パブリックコメント及び市民説明会

(1) 実施期間

平成 28 年 2 月 10 日(水)～3 月 10 日(木) 計 30 日間

(2) 実施結果

提出された意見書 計 14 通

提案された意見 計 55 件

(3) 市民説明会

2 月 11 日(木) 15 名参加(質疑応答 32 件)

2 月 19 日(木) 13 名参加(質疑応答 42 件)



市民説明会の様子

4 「総合計画・前期基本計画(原案)」パブリックコメント及び市民説明会

(1) 実施期間

平成 28 年 6 月 6 日(月)～7 月 6 日(水) 計 30 日間

(2) 実施結果

提出された意見書 計 7 通

提案された意見 計 18 件

(3) 市民説明会

6 月 18 日(土) 29 名参加(質疑応答 41 件)

6 月 23 日(木) 23 名参加(質疑応答 48 件)

11

振興計画審議会 諒問・答申

【諒問書】

入企発第 216 号
平成27年 6月12日

入間市振興計画審議会会長 様

入間市長 田 中 龍 夫

入間市総合計画（案）について（諒問）

入間市振興計画審議会条例（昭和43年条例第9号）第2条の規定に基づき、下記のことについて、貴審議会の意見を求める。

記

1 諒問事項

- (1)（仮称）「入間市総合計画・基本構想」（案）について
- (2)（仮称）「入間市総合計画・前期基本計画」（案）について

2 諒問の趣旨

本市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画の策定について、今後、社会環境の変化が見込まれる中で、市政の課題を着実に解決し、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を図る観点から、貴審議会に諒問し、意見を求めるものです。

【答申書】

平成 28 年 8 月 5 日

入間市長 田中 龍夫 様

入間市振興計画審議会
会長 松下 庄一

入間市総合計画（案）について（答申）

平成 27 年 6 月 12 日付け入企発第 216 号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

人口減少社会の到来をはじめ、社会、経済環境が大きく変化する中、市政運営においてはかつてないほどに様々な課題に直面しています。

こうした課題を着実に解決し、さらなる市民生活の向上につながる市政を実現していくためにも、本市のまちづくりの最上位計画となる総合計画の重要度はますます高まっており、その策定に向けては市民の理解と参画が必須となります。

そのため、今回の計画策定にあたっては公募による市民会議が設置され、行政職員との協働によって基本構想の草案が検討されました。

当審議会はその成果を受けて 8 回にわたる会議を開催し、「入間市総合計画・基本構想」及び「入間市総合計画・前期基本計画」について慎重に審議を重ね、別添のとおり「第 6 次入間市総合計画・基本構想（案）」及び「前期基本計画（案）」を取りまとめました。

今後、市長においては本答申の趣旨を尊重のうえ、積極的かつ効率的な施策の展開を図り、第 6 次入間市総合計画が目指す「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」の実現に向けて取り組むことが必要です。

なお、審議会としての附帯意見を次のとおり提起しますので、本計画の推進にあたり十分に配慮されることを要望します。

【附帯意見】

- 「香り豊かな緑の文化都市」の実現に向けて、緑豊かな自然と清流に恵まれた環境を守り、都市と自然が調和する、人にも自然にもやさしいまちづくりを進めること。
- 総合計画に基づく各種施策の推進にあたっては「元気な入間まちづくり基本条例」に基づき、市民と市との協働を基本とし、積極的に市民の参画を図ること。
- 人口構成の変化を伴う人口減少のなか、地域の活力を維持していくために、産業振興及び仕事の創出に努め、地域経済の活性化を図ること。
- 総合計画の着実な推進に向けては、市民意識を踏まえ、施策を適切に評価するとともに、必要に応じて事業の見直しに取り組むこと。
- 厳しい財政状況を積極的に開示し、市民と共有することで、行政改革を確実に実行し、健全財政の維持向上を図ること。
- 人と人とのつながりを大切にすることで、それぞれの日常の中に入間市らしい生活の豊かさを見いだせるようなまちづくりを進めること。

入間市振興計画審議会条例

昭和 43 年 3 月 30 日

条例第 9 号

改正 昭和 49 年 3 月 30 日条例第 10 号

昭和 59 年 3 月 30 日条例第 20 号

昭和 62 年 6 月 30 日条例第 25 号

平成 13 年 2 月 28 日条例第 3 号

注 昭和 62 年 6 月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、市の行財政施策の総合的振興を図るため、入間市振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(平 13 条例 3 ・一部改正)

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の行財政施策の総合的な振興計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行うため、入間市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平 13 条例 3 ・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(昭 62 条例 25 ・平 13 条例 3 ・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平 13 条例 3 ・一部改正)

(委員)

第5条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(平13条例3・一部改正)

(幹事)

第9条 審議会の計画の策定に関し、必要な調査及び資料の収集を行うため、幹事若干人を置き、市の職員の中から市長が任命する。

(平13条例3・一部改正)

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第10号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年条例第20号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第25号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第3号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱（同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。）から適用する。

入間市振興計画審議会委員名簿（任期：平成27年6月12日～平成29年6月11日）

氏名（敬称略）	所 属
新野 貴之	市民会議
犬塚 裕雅	入間市環境審議会
上野 貢	公募
内村 良一	入間市消防団
木内 勝司	市民会議
関谷 敦子	入間市国際交流協会
塚本 美恵子	学校法人駿河台大学
西澤 明	入間市商工会
巻田 一成	市民会議
松下 庄一	社会福祉法人入間市社会福祉協議会
宮岡 幸江	特定非営利活動法人子育て家庭支援センターあいくる
山川 さおり	公募
山岸 一博	一般社団法人入間青年会議所
山増 智子	入間市都市計画審議会
山本 孝	元市職員

(五十音順)

第6次入間市総合計画 前期基本計画 (平成29～33年度)

発行日 平成29年3月
発 行 埼玉県入間市
編 集 企画部企画課
〒358-8511
埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号
TEL 04-2964-1111
<http://www.city.iruma.saitama.jp/>
印 刷 シマザキ印刷